東海２９第１６号
平成２９年４月５日
ＦＡＸ公文

支部長　　殿

東海税理士会
会長　太田直樹
＜公印省略＞

災害に関する特例措置等（資産税関係）の周知について（依頼）

平素は、本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件について、国税庁から、平成29年度税制改正における災害に関する資産税関係の措置等について、別紙のとおり周知依頼がありました。

つきまして貴支部におかれましては、支部会員へ周知を図られたく、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、本件は、日税連ホームページに情報を掲載するとともに、会報「税理士界」4月号に記事を掲載される予定となっております。

＜参考＞
国税庁ホームページ（平成29年4月10日午前10時公開予定）
「特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例等について」
https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/zouyo_keisan.pdf

敬具

日 連 29 第 13 号
（ 業 1 第 1 号 ）
平成 29 年 4 月 4 日

税理士会会長　殿

日本税理士会連合会
会長　神津　信一
＜公印省略＞

災害に関する特例措置等（資産税関係）の周知について（依頼）

国税庁から、平成 29 年度税制改正における災害に関する資産税関係の措置等について、別紙のとおり周知依頼があり、日税連ホームページに情報を掲載するとともに、会報「税理士界」４月号に記事を掲載する予定です。

このうち、特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例は、一定の土地等及び株式等について、その取得時の時価によらず、「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害の発生直後の価額により評価することができるものであり、平成 28 年熊本地震に適用されることとなっています。

平成 28 年熊本地震の場合、当該特例は、被相続人等の住所地に関わらず、「被災者生活再建支援法」の適用地域である熊本県全域及び大分県由布市内にある一定の土地等及び株式等に適用されます。

また、平成 27 年６月 14 日から平成 28 年４月 13 日までの間に相続等により取得した土地等に当該特例の適用がある場合の申告期限は、相続人等の全員について平成 29 年２月 14 日まで延長されるところ、既にこの期限を経過しており、更正の請求ができる可能性がある旨の注意喚起をする必要があります。

つきましては、貴会におかれましては、会員への周知につきご協力くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

＜参考＞
国税庁ホームページ（平成 29 年４月 10 日午前 10 時公開予定）
「特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例等について」
https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/zouyo_keisan.pdf

収受
29.4.-3
日本税理士会連合会

平成29年4月3日

日本税理士会連合会会長
神津　信一　殿

国税庁課税部　資産課税課長　瀧澤　一弘
資産評価企画官　松山　清人

災害に関する特例措置等（資産税関係）の周知等について（依頼）

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する等の法律」（平成29年法律第4号）により、租税特別措置法（資産税関係）において、災害に関する相続税及び贈与税の特例措置等が創設され、同法第69条の6（(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)）、第69条の7（(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)）及び第69条の8（(相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例)）については、「平成28年熊本地震」へ適用することとされました。

これにより、同法第69条の6第1項及び第69条の7第1項に規定する特定土地等及び特定株式等については、その取得の時の時価によらず、特定非常災害の発生直後の価額によることができることとされたことから、今後、「平成28年熊本地震」に係る「特定非常災害発生直後の価額」を求めるための「調整率」を定め、これを国税庁ホームページにおいて公開することを予定しています。

また、この「調整率」を適用して相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価をした結果、申告書に記載された課税価格又は税額が減少（還付される税額が増加）する場合は、「更正の請求」をすることができることになります。

つきましては、本特例の概要を平成29年4月10日に、別紙1のとおり国税庁ホームページで周知することを予定していますので、貴会におかれましては、別紙1のほか、別紙2について、各税理士会及び会員の皆様へ、「特定土地等及び特定株式等に係る相続税（贈与税）の課税価格の計算の特例」や他の災害に関する特例措置等を周知いただきますようお願い申し上げます。

（参考）「調整率」の公開日時等につきましては、決定次第、改めてご連絡します。

（お問い合わせ先）
国税庁資産課税課監理第一係　十見　和真
国税庁資産評価企画官評価係　丹羽　隆浩
TEL03-3581-4161（代表）内線3719・3729

平成 29 年４月
国　税　庁

特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例等について

平成 28 年熊本地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今般、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第４号）により、租税特別措置法第 69 条の６((特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例))、同法第 69 条の７((特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例))及び同法第 69 条の８((相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例))が創設され、平成 28 年熊本地震へ適用することとされました。

これにより、同法第 69 条の６第１項及び同法第 69 条の７第１項に規定する特定土地等及び特定株式等については、その取得の時の時価によらず、特定非常災害の発生直後の価額によることができることとされたことから、平成 28 年熊本地震に係る特定非常災害の発生直後の価額を求めるための「調整率」を定め、これを国税庁ホームページで公開することを予定していますのでお知らせいたします。

なお、公開日時については、現時点では未定ですが、正式に決まりましたら、改めて国税庁ホームページでお知らせいたします。

また、この「調整率」を適用して相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価をした結果、申告書に記載された課税価格又は税額が減少（還付される税額が増加）する場合は、「更正の請求」をすることができます。

１　平成 28 年熊本地震における特定非常災害の発生直後の価額によることができる特定土地等の内容

平成 28 年熊本地震において、特定非常災害の発生直後の価額によることができる土地等（土地及び土地の上に存する権利をいいます。）は、次の①又は②に該当する土地等で、平成 28 年４月 14 日において所有し

ていたもののうち、「熊本県（全域）及び大分県由布市」内にあるもの（特定土地等）となります。

① 平成 27 年６月 14 日から平成 28 年４月 13 日までの間に相続又は遺贈により取得した土地等

② 平成 28 年１月１日から平成 28 年４月 13 日までの間に贈与により取得した土地等

なお、「調整率」については、平成 28 年４月 14 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に、相続、遺贈又は贈与により取得した土地等の評価にも準用することができます。

２ 「更正の請求」の期間等について

⑴ 相続税

相続人等のうちに租税特別措置法第 69 条の６（(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)）の適用を受けることができる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告書の提出期限が平成 29 年２月 14 日まで延長されます。

したがって、この場合の「更正の請求」の期間は、この延長後の申告期限（平成 29 年２月 14 日）から５年間（平成 34 年２月 14 日まで）となります。

（注）国税通則法施行令第３条(（災害等による期限の延長)）第３項の規定に基づき、個別に申告期限が延長される方について、その個別に延長された申告期限が上記の延長後の申告期限（平成 29 年２月 14 日）後に到来する場合には、その個別に延長された申告期限から５年間が「更正の請求」の期間となります。

また、平成 28 年４月 14 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に相続等が開始した相続税については、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月を経過する日が法定申告期限となるため、この場合の「更正の請求」の期間は、法定申告期限から５年間となります。

⑵ 贈与税

平成 28 年分の贈与税については、租税特別措置法第 69 条の７（(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)）の

適用の有無にかかわらず、平成 29 年３月 15 日が法定申告期限となります。

したがって、この場合の「更正の請求」の期間は、法定申告期限（平成 29 年３月 15 日）から６年間（平成 35 年３月 15 日まで）となります。

（注）国税通則法施行令第３条((災害等による期限の延長))第３項に基づき、個別に申告期限が延長される方については、その個別に延長された申告期限と上記の法定申告期限のいずれか遅い日から６年間が「更正の請求」の期間となります。

税務署
受付印

災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

租税特別措置法　第70条の７第30項
第70条の７の２第31項
第70条の７の４第16項　の規定の適用を受けたいので　認定贈与承継会社
認定承継会社
認定相続承継会社　が、

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

１　災害等により被害を受けた会社に関する事項

①　名　称		③　対象となる会社の種別	□　認定贈与承継会社 □　認定承継会社 □　認定相続承継会社
②　本店の所在地		④　特例対象の非上場株式等の取得年月日　※	平成　　年　　月　　日 （平成　　年　　月　　日）

※　③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

⑴　災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項	①　災害が発生した年月日	平成　　年　　月　　日
	②　災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産の価額	円
	③　災害により滅失をした資産の価額の合計額 （注）１　滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 ２　資産には、措置法第70条の７第２項第８号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④　（③÷②×100）　30%以上であれば適用可　→	%

⑵　災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記⑴に該当する場合を除きます。）

確認事項	①　災害が発生した年月日	平成　　年　　月　　日
	②　災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③　災害により滅失又は損壊をした事業所(注)において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 （注）災害が発生した日から同日以後６か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④　（③÷②×100）　20%以上であれば適用可　→	%

⑶　中小企業信用保険法第２条第５項第１号又は第２号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴又は⑵に該当する場合を除きます。）

確認事項	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由（１号・２号）及び特定日(注) （注）　特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第１号の事由が発生した日又は同項第２号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	□　１号該当　□　２号該当 特定日：平成　　年　　月　　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　（③÷②×100）　70%以下であれば適用可　→	%

⑷　中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記⑴、⑵又は⑶に該当する場合を除きます。）

確認事項	①　中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由（３号・４号）及び特定日(注) （注）　特定日とは、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	□　３号該当　□　４号該当 特定日：平成　　年　　月　　日
	②　特定日の１年前の日から同日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③　特定日から特定日以後６か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④　（③÷②×100）　70%以下であれば適用可　→	%

※　上記⑶又は⑷に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士		電話番号	

《記載要領等》

1　届出をする必要のある方

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「**措置法**」といいます。）第 70 条の７第 30 項、第 70 条の７の２第 31 項、第 70 条の７の４第 16 項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の２⑴の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の 30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。以下同じです。）内において、措置法第 70 条の７第３項第２号（第 70 条の７の２第３項第２号、第 70 条の７の４第３項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第 70 条の７第３項第９号（第 70 条の７の２第３項第９号、第 70 条の７の４第３項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑵の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20%以上である場合（上記⑴に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑶の「中小企業信用保険法第２条第５項第１号又は第２号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の 70%以下である場合（上記⑴又は⑵に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の２⑷の「中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかの事由に該当し、特定日以後６か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の 70%以下である場合（上記⑴、⑵又は⑶に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

（注）１　「認定贈与承継会社」とは措置法第 70 条の７第２項第１号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第 70 条の７の２第２項第１号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第 70 条の７の４第２項第１号に規定する会社をいいます。

２　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第 70 条の７第２項第６号（第 70 条の７の２第２項第６号、第 70 条の７の４第２項第５号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

３　「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

①　災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間内である場合には、経営（贈与･相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後 10 年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間をいいます。

②　災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から１年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後 10 年を経過する日までの期間をいいます。

４　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第 70 条の７第２項第７号（第 70 条の７の２第２項第７号、第 70 条の７の４第２項第６号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

５　雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	０%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	０%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

2　届出期限

⑴　非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から 10 か月を経過する日

⑵　非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合

イ　災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から 10 か月を経過する日

ロ　災害等の発生した日から同日以後１年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3　書き方等

⑴　「１　災害等により被害を受けた会社に関する事項」

災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象の非上場株式等の取得年月日等について記載してください。

⑵　「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」

災害等により被害を受けた会社の被害の態様に応じた⑴から⑷のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

4　添付書類

「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の⑴から⑷に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	ﾁｪｯｸ欄
⑴	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第 13 条の２第３項の確認書（同条第１項第１号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	□
⑵	円滑化省令第 13 条の２第３項の確認書（同条第１項第２号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	□
⑶	円滑化省令第 13 条の２第３項の確認書（同条第１項第３号又は第４号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	□
⑷	円滑化省令第 13 条の２第３項の確認書（同条第１項第５号又は第６号に係るものに限ります。）の写し及び同条第２項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	□

（注）　「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合の災害等に関する税制上の措置(免除手続等)

平成29年度税制改正において、**平成28年４月１日以後**に発生した**災害**（注）により被害を受けた一定の会社、又は**中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第４号までのいずれかの事由**（これらの事由と災害を併せて、以下「災害等」といいます。）に該当した一定の会社に係る非上場株式等について、次の①又は②の期間に相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）又は贈与により取得し、**相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合**に、一定の事由に該当するときには、**納税猶予税額が免除**、又は**納税猶予期間中の要件が免除若しくは緩和**される措置が講じられました。

① 災害等の発生前に相続等又は贈与により取得
② 災害等の発生した日から同日以後１年を経過する日までの間に相続等により取得

(注) 災害とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

１　納税猶予税額の免除の概要

会社が次の「⑴会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、災害等が発生した日以後の経営(贈与・相続)承継期間内に、次の「⑵免除の事由」のイ又はロのいずれかに該当することとなったときには、経営(贈与・相続)承継期間内であっても納税猶予税額は免除されます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

⑴　会社の事由

①	災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）した会社の事業の用に供する資産（現金、預貯金などの一定の資産を除きます。）が、総資産の30%以上である場合
②	災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した会社の事業所で雇用されていた従業員（災害が発生した日から６か月間継続して会社の本来の業務に従事することができないと認められる事業所において、災害が発生した日の前日に雇用されていた従業員をいいます。）数が、災害が発生した日の前日における従業員総数の20%以上である場合（①に該当する場合を除きます。）
③	会社が、中小企業信用保険法第２条第５項第１号又は第２号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由等が発生した日以後の６か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合（①又は②に該当する場合を除きます。）
④	会社が、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由が発生した日以後の６か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合（①から③までに該当する場合を除きます。）

⑵　免除の事由

イ	承継者が非上場株式等の全部を譲渡等した場合で、次のＡ又はＢのいずれかに該当するとき（株式交換等により他の会社の一定の株式交換完全子会社等となった一定の場合を除きます。） Ａ　承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して行う譲渡等であること Ｂ　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その計画に基づき、非上場株式等を消却するために行う譲渡等であること
ロ	会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき

２　１の適用を受ける場合の手続

上記１の適用を受ける場合には、その免除の事由に該当することとなった日から２か月を経過する日まで（その該当することとなった日が平成29年３月31日以前であるときは、**平成29年６月１日まで**）に、「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）」に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」などの一定の書類を添付して納税地の税務署長に提出してください。

３　納税猶予期間中の要件の免除又は緩和の概要

会社が表面の１「⑴会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、次のイ又はロの事由に該当することとなった場合であっても、一定の要件等を満たすときには、納税の猶予を継続することができます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

イ　経営(贈与・相続)承継期間の末日において、雇用の平均が相続等又は贈与時の雇用の８割を下回った場合

	表面の１「⑴会社の事由」	一定の要件等
A	①・②に該当する場合	納税の猶予を継続することができます。(注１)
B	③に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合（※）には、納税の猶予を継続することができます。
C	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合（※）には、納税の猶予を継続することができます。

※　一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

ロ　災害等が発生した日以後の経営(贈与・相続)承継期間内又は(贈与)特定期間（注２）内に、会社が一定の資産保有型会社又は資産運用型会社（注３）に該当することとなった場合

	表面の１「⑴会社の事由」	一定の要件等
A	①・②に該当する場合	納税の猶予を継続することができます。
B	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合（＊）には、一定の期間(＊)において納税の猶予を継続することができます。

＊　一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。
　一定の期間については、税務署にお尋ねください。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

㈱１　会社が表面の１「⑴会社の事由」②に該当する場合には、災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所以外の事業所における雇用の平均は、相続等又は贈与時のその事業所における雇用の８割を確保する必要があります。

２　「(贈与)特定期間」とは、経営(贈与)承継期間内に災害等が発生した場合においては、原則として経営(贈与)承継期間の末日の翌日からその災害等が発生した日の直前の経営(贈与)報告基準日の翌日以後10年を経過するまでの期間をいい、経営(贈与)承継期間の末日の翌日以後に災害等が発生した場合においては、原則として、災害が発生した日の直前の特定基準日（経営(贈与)承継期間の末日から１年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過するまでの期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、最初の経営(贈与)報告基準日又は特定基準日が災害等が発生した日後に到来する場合には、これらの期間と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

３　一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の８第23項又は同令第40条の８の２第30項に規定する会社をいいます。

４　平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、相続税・贈与税の納税猶予の特例（旧法）の適用を受けた方で新法選択届出書を提出していない方（旧法適用者の方）は、上記の内容と異なる場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

５　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の４）の適用を受けている方は、上記の内容と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

４　３の適用を受ける場合の手続

上記３の適用を受ける場合には、災害等の発生した日から原則として10か月以内（災害等が発生した日が平成29年３月31日以前のときは、**平成30年２月１日まで**）に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」を納税地の税務署長に提出してください。

また、会社が表面の１「⑴会社の事由」③又は④に該当する場合で、上記３の適用を引き続き受ける場合には、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限までに上記３の適用を引き続き受けたい旨の届出書を納税地の税務署長に提出してください。

◆このリーフレットは、平成 29 年４月１日現在の法令に基づき作成しています◆

平成 29 年４月　　国税局・税務署

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 / 相続税 の免除申請書（災害等免除）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

　　税務署長

〒
住所

氏名　　印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第32項 / 第70条の７の２第33項 / 第70条の７の４第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 相続税 / 贈与税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

１　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称　　所在地

※　該当する事由にレ点を付してください。

□　①　租税特別措置法（第70条の７第32項第１号・第70条の７の２第33項第１号）に該当

（譲渡等をした日）　平成　　年　　月　　日

（譲渡先の氏名又は名称）

（譲渡先の住所又は所在地）

□　②　租税特別措置法（第70条の７第32項第２号・第70条の７の２第33項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成　　年　　月　　日

（解散をした日）　平成　　年　　月　　日

２　１の事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

３　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※　上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注１）・・・・・・・・・・・・・・・・・①　　円

②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・・②　　円

③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注２）・・③　　円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　　円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注３）・・・・・・・・・・・⑤　　円

イ　経営承継者（注４）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・・（イ　　円）

ロ　会社から支給された給与（注５）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・・（ロ　　円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　　円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	確認印	入　力	確　認	納税猶予番号
	年　月　日				

※欄には記入しないでください。

（資12②－25-2－Ａ４統一）　（平29.4）

○　この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

（裏）

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の７第30項各号又は同法第70条の７の２第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日（事由に該当することとなった日が平成29年３月31日以前の場合は、平成29年４月１日）から２か月以内（その該当することとなった日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

１　租税特別措置法（第70条の７第32項第１号・第70条の７の２第33項第１号）に該当する場合とは、

①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

（注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第39項、同令第40条の８の２第45項、租税特別措置法施行規則第23条の９第32項及び同規則第23条の10第30項に定める者をいいます。

②　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

（注）　上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第40項又は同令第40条の８の２第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の８第40項又は同令第40条の８の２第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

１　譲渡等があったことを明らかにする書類

２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）

３　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

４　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

５　その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

１　次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）

３　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

４　その他参考となる書類

２　租税特別措置法（第70条の７第32項第２号・第70条の７の２第33項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

１　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

２　「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）

３　その他参考となる書類

（注）１　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

２　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項又は同規則第23条の10第31項に定める金額をいいます。

３　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたものをいいます。

４　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

５　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。